

2016年1月15日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 原嶋 洋平

ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業（フェーズ2）
（海外投融資）
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2015年12月25日（金）14:00～18:41
- ・場所：JICA 本部（1階 111 会議室）
- ・ワーキンググループ委員：岡山委員、作本委員、長谷川委員、原嶋委員、松本委員
- ・議題：ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業（フェーズ2）（海外投融資）に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業（フェーズ2）（海外投融資）助言委員会資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

全体会合（第65回委員会）

- ・日時：2016年1月15日（金）14:33～17:36
- ・場所：JICA 市ヶ谷ビル（会議室：201AB）

上記の会合にて助言を確定した。

助言

全体事項

1. ティラワ経済特別区 (SEZ) の Zone B (700ha) を対象とする本事業は、ティラワ SEZ (2,400ha) 全体のうち先行して開業した Zone A (400ha) に次いで開発を進めるものである。本事業の実施に当たり、大気汚染等の公害防止及び住民移転等に関する Zone A の開発に当たっての知見及び経験を活かすこと。
2. 環境アセスメント (EIA) 報告書の承認はティラワ SEZ 管理委員会 (Thilawa SEZ Management Committee (TSMC)) により行われるとされているが、TSMC は本事業を実施するミャンマー・ジャパン・ティラワ・デベロップメント社 (Myanmar Japan Thilawa Development (MJTD)) の出資者でもあることから、公正さを確保するよう働きかけること。
3. 本事業の開発事業者は環境保全林業省 (Ministry of Environmental Conservation and Forestry (MOECAF)) が策定中の「EIA 手続き規定 (案)」に準じて EIA を実施することから、当規定 (案) と JICA 環境社会配慮ガイドラインとの相違点等を整理すること。
4. 入居企業に対しては、適切な環境社会配慮プロセスが行われるよう、可能な範囲でミャンマー政府に働きかけること。
5. 給排水に関連する河川、湖及びヤンゴン市の位置関係が分かる地図を最終報告書案 (DFR) に掲載すること。
6. 給水計画に関して、詳細な説明を DFR に記載すること。
7. 過去の事業実施地域の雨量及びヤンゴン川流域の水害・浸水状況、流況について、記録があるものについてはすべて DFR に記載すること。
8. ティラワ SEZ 内の調整池 (貯水池) の規模、用途、管理体制を調べて、DFR に記載すること。

代替案の検討

9. 本事業による環境社会への負の影響が、適切な対策を実施することにより回避又は低減が可能である旨、DFR に記載すること。
10. 環境社会の側面も踏まえ、2 つの代替案が選ばれた理由及び経緯を詳細に DFR に記載すること。
11. 代替案検討の中で、ティラワ SEZ の Zone A を除いた地域 (2,000ha) から Zone B (700ha) に絞られた経緯を記載するとともに、Zone A 及び Zone B 以外の残り 1,300ha の地域での今後の開発の可能性についても、DFR に記載すること。

スコーピング・マトリックス

12. 大気汚染、水質汚濁、廃棄物、騒音・振動等で Zone A と本事業との累積的な影響を配慮の対象とすること。
13. 「地域経済と生活・生計」の供用時が B-/B+となっているが、被影響住民の規模を考えると生計回復が簡単に進むことは考えられないので、A-/B+に修正し、より慎重な対応を行うこと。

14. 「社会的弱者」の評価が B-/B+となっているが、Zone A の開発に伴う移転によって深刻な借金を抱えることになった世帯の中には母子家庭や病人を抱える世帯もいた。より慎重に全ての期間で A-/B+とした上で、十分な配慮を行うこと。
15. 「地域内の利害対立」の評価が B-になっているが、移転候補地であるマインターヤーでは 1990 年代に土地を収用された農民等が土地の返還を求めており、こうした利害対立も視野に入れた上で、全ての期間で A-とすること。
16. 「水利用」の評価が D になっているが、Zone A の開発時に配慮されなかったザマニ貯水池の水利用及び灌漑用水提供停止の影響を評価し、適切な配慮を行うこと。
17. 予測及び評価方法の基本方針として、少なくとも社会影響については Zone A の開発における教訓を踏まえるべきである。そのために、DFR では教訓について整理した上で、それぞれに対してどのような評価及び対策を行ったかを記載すること。

環境配慮

18. 入居企業が行う環境保全計画（Environmental Conservation and Preservation Plan）の実効性を担保する方策を確認すること。
19. ヒ素、鉛、クロム、水銀等の影響も含め、地下水の水質及び地下水利用者の健康への影響を考慮すること。
20. 大気質の悪化が予想されるので、工事中の労働者及び周辺住民への健康配慮の方法を DFR に記載すること。
21. 土地利用の区分ごとに工場排水及び下水の水処理フローを整理し、DFR に記載すること。
22. 入居企業から排出される産業廃棄物として想定されている廃棄物は具体的に何か、またそれをどのような方法で処理・処分しようとしているのかについて、将来的な中間処理施設整備等も含め、廃棄物処理計画を DFR に記載すること。特に、ティラワ SEZ 内に整備される産業廃棄物処分場の構造の詳細、耐用年数、料金等の詳細を含めること（Zone A の産業廃棄物処理事業者による処分を含む）。
23. 住宅及び商業区域から出る生活ゴミの内容を具体的に記載し、それらの処理・処分フローを DFR に記載すること（現在の対象地区のゴミ処理フローの現状を踏まえる）。
24. 生活ゴミ及び産業廃棄物を合わせた処理等がある、又は計画されている場合は、あわせて DFR に記載すること。

社会配慮

25. 現地住民の中には、1990 年代に収用された土地は農地法に則って返還（補償）されるべきとの認識を持っている人々がいることを踏まえ、適切な補償及び生計回復手段を検討すること。
26. 2012 年末からザマニ貯水池の水を利用した灌漑用水の農地への給水停止措置がとられている。この措置に伴う生計手段の喪失についても、適切な補償及び支援策の検討をミャンマー政府に働きかけること。
27. 本事業における墓地及びヒンズー教関連施設の取り扱いについて、住民協議を通じた現地住民からの意見を踏まえ、適切な配慮を行うこと。

28. 本事業の供用後の周辺住民の交通アクセスに関する配慮方法について DFR に記載すること。

ステークホルダー協議・情報公開

29. 「コメント受領方法」に加え、それらのコメントにどう対応するかについての「対応方針・方法」も具体的に検討すること。
30. 情報公開及び住民協議に関しては、非識字者に配慮した周知徹底及び意見集約の方法及びその結果を DFR に記載すること。
31. 住民移転実施体制における両小委員会（注：ティラワ SEZ における住民移転を実施することを目的に、ヤンゴン地域政府を委員長として、住民移転小委員会及び生計回復プログラム実施小委員会が設立されている）の住民代表について、マルチステークホルダーアドバイザリーグループ（MSAG）との関係も踏まえて、より住民の意向を尊重したものになるようミャンマー政府に働きかけること。
32. ドラフト EIA の公開期間が 2 週間、住民移転計画（RWP）は 1 ヶ月となっているが、住民と協議した上でこの期間で十分かどうか検討すること。
33. RWP 案の作成のためにベースラインデータ調査及び影響評価を行う際、Zone A 以外のティラワ SEZ（2,000ha）を対象とした住民移転フレームワークと本事業の対象である Zone B（700ha）の RWP の違いが住民に理解されるように情報公開及び住民協議を丁寧に行うこと。

その他

34. 本事業の供用後のモニタリング体制（組織、資金等）について DFR に記載すること。

以上